

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.15

2013年

6月26日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索を

第10回裁判報告 次回は9月18日(水)10時～(裁判所前9:15集合) 増え続ける原告。新たに21名が国を相手に追加提訴！

6月26日、第10回裁判直前に第4次原告団 21名が追加提訴しました。21人の原告の職種は、タクシー・バスのドライバー、清掃業務、レストランホール係、スーパー勤務、病院事務、保育士、生協委託配送、ガソリンスタンド、トラック運転手などで、男女は約半々。年齢は22歳から77歳まで、各年代に散らばっています。

第10回裁判は、第4次原告を含め、10名が参加し、集まった支援者は約100名。東京や千葉、生協労連中央からも傍聴支援に駆けつけていただき、法廷は満席になりました。原告陳述した49歳女性は、持病を抱えながらシングルマザーとして最賃ギリギリで2人の子供との生活を支えてきた有り様を語り、最低賃金の大幅引き上げを訴えました。

次回裁判は、原告側の総括的弁論が行われます。裁判は今後、いよいよ証拠調べの段階に入ります。

病を抱えながら最賃ギリギリで2人の子供を育ててきたシングルマザーが訴え

私は、今年で49歳になります。今は時給850円のコンビニで働いています。

私は18歳で結婚し、息子と娘を授かりました。元夫の母が病気で亡くなった前後から、元夫の横暴な態度がより一層ひどくなり、結局、平成15年に離婚しました。

慰謝料や財産分与も請求できず、養育費子ども一人につき月額5万円と決めましたが、それも離婚後半年間全く支払われませんでした。

離婚して子どもを養っていかなければならなかった私は、短期間でお金を稼ぐために、スナックやパブなどのホステスとして働くことに決めました。夕方6時から深夜0時、遅いときは午前2時、3時になることもありました。

時給は1600円から2000円でしたが、それでも月給で18～20万円程度で、育ち盛りのこども二人を養うには十分ではありませんでした。

離婚から半年ほど経った頃、私の母と一緒に住んでくれることになり、家事を手伝ってもらったり、時々食費の一部を出してくれるなど物心両面で助けてもらいました。私は、もともとてんかんの持病があり無理がききません。その上、水商売で毎日のように夜遅くまでお酒を飲む生活が続いていたため、ガンマGTPなど肝臓の数値がみるみるうちに悪くなっていきました。私は、水商売をやめました。

大手弁当屋さんパートとして働くことにしました。勤務は1日7時間で週5、6日程度でした。私は、チームリーダーにまでなり、店長の代わりのような仕事もしていました。しかし、850円ではじまった時給は、4年半で950円までしか上がらず、月収は手取りで14万円程度でした。月180時間働いたこともありましたが、それでも月収は手取りで16万円程度にしかありませんでした。こんな給与では家族4人が



横浜地裁前で。追加提訴21名で、総勢123名の大原告団に！！
神奈川県内と全国から集まった「最賃千円以上に引き上げ憲法・最賃法違反の是正を求める」署名は、27000筆となりました。

食べていだけで精いっぱい、貯金をする余裕はありませんでした。

2008年に卵巣嚢腫（らんそうのうしゅ）になり、卵巣を摘出した影響は直ぐに表れ、45歳で更年期障害となり、女性としての自信や働く気力が奪われていきました。それでも懸命にフルタイムで働いていましたが、上司からパワハラを受け、結局4年半勤めたにもかかわらず、突然、雇止めされました。私は非正規として、賃金や手当といった待遇も正社員とは比べ物にならない程悪く、そして簡単にクビを切られてしまうという不安定な地位にあったんだと、そのときに痛感しました。

家の近くのコンビニエンスストアで働くことにしました。時給は850円です。てんかんの持病と更年期障害で週3、4日、一日4、5時間程度しか働

娘の短大の入学金や学費を支払うお金もらい、元夫のところで生活することになりました。私は、元夫の横暴さを身に染みてわかっていましたし、娘を止めました。しかし、娘から「じゃあお金あるの?」と言われ、結局止めることはできませんでした。娘から「お金がないなら余計な口出ししないでよね」と言われたようで、母親として悲しい気持ちになりました。私の娘もビジネスホテルで時給850円で働き、居酒屋のアルバイトも掛け持ちしている状態です。もちろん、今回の裁判で原告になっています。私たちのような非正規社員は、安い最低賃金で働かされるだけ働かされます。長く働けばそれだけ作業スピードや能率が上がっていきます。それにつれて新しい業務を命じられますが、時給は上がらず、結局実質的な賃金は下げられていきます。そして、都合が悪くなると簡単に切られます。病気になれば長く働きたくても働けず、自立して生きていくことはできません。

フルタイムで働いても自立して生活できない、子どもを育てていけない、子どもを持つことさえあきらめざるを得ない、そんな今の最低賃金に大きな問題を感じます。

この日本には餓死する親子すらいます。しかし、私たち親子と彼女たちとの間にどれだけの差があったのでしょうか。私には決して他人事だとは思えません。

元夫から、「そんな体で無理して働くより生活保護を受けたら」と言われたことがあります。経済的にはその方がいいのかもしれませんが、生活保護は最後の手段だという思いがあるため、働ける間はどうしても生活保護を受けたくありません。しかし、最低賃金が生活保護よりも下回っている、いわゆる逆転状態が起きているという話を初めて聞いたとき、そんな自分がバカのように思われました。ただ、それ以上にばかげているのは、逆転現象が生じているからといって生活保護を下げようという議論や国の考え方です。

健康で文化的な最低限度の生活とはなんのでしょうか。最低賃金とは何のためにあるのでしょうか。この裁判を通してこの疑問に対する裁判所の答えを、誠意ある答えを見せたいと思っています。

●国から出された反論書に対し、弁護士が次回9/18裁判で行う反論の骨子を陳述

「審議を踏まえた国の決定も司法の断罪がされる」との原告主張への被告＝国の反論に対し、原告弁護士は以下を骨子とする反論を展開しました。①「伊方原発訴訟最高裁判決」に照らし、最低賃金審議会の意見を国が最大限尊重しなくてはならないからといって、最低賃金審議会が設定した最低賃金と生活保護とを比較する計算方法（最低賃金の決定基準）について、司法審査の対象にならないとする理由はないこと。②2008

（平成20）年に中央最低賃金審議会が現在の計算方法を決定するにあたって、9条2項が定める3つの要素の内、「事業者の賃金支払能力」を「労働者の生計費」よりも重視して、現在の計算方法を決定したことが最低賃金法の趣旨・目的の解釈を誤ってなされたものである。「労働者の生計費」よりも「事業者の賃金支払能力」を重視して定められた現在の計算方法は、最低賃金法の趣旨・目的を誤って解釈するものであり、そのような計算方法に合理性を認めることは到底できない。そして、このような計算方法における不合理性は、当・不当の問題に止



裁判後、関内駅周辺をデモ行進。中央女性が原告陳述した佐藤さん

ならず、最低賃金の改正決定について違法性を生じさせるものであると主張しました。